

2021年9月13日

学生団体代表者の皆様

学生支援課

まん延防止等重点措置の指定解除に伴う課外活動の取り扱いについて

2021年9月12日をもって高知県に対するまん延防止等重点措置の指定が解除されたことを受けて、8月27日に通知した課外活動の活動禁止措置を解除しますのでお知らせします。

しかしながら、高知県の感染状況は依然として高い状況が続いており、本学学生団体においても、団体内に陽性者が発生し、活動を共にした部員が自宅待機となる事例も複数発生しています。

団体活動の禁止措置は解除しますが、各団体においては引き続き感染予防対策を徹底した上で、活動を行ってください。

《活動再開にあたっての留意点》

1. 各活動内容に合わせた感染予防対策を作成し、適切に実施すること
2. 活動参加者は大学活動参加の条件を満たしていることを都度確認すること
3. 体調不良等がある場合には活動に参加しないこと
4. 運動時以外（練習中のミーティングや着替え等）は原則としてマスクを着用し、飛沫等による感染予防を行うこと。
（屋外において熱中症等の恐れがある場合などで、他者との十分な距離を確保できる場合にはマスクを外しても差し支えない）
5. 活動前後について、会食・カラオケ等の感染リスクの高い行動は自粛すること。

《【重要】団体内での感染拡大予防に関する留意事項》

1. 団体活動は必要最小限の人数で行うようにしてください。
部員数が多い場合や個人種目などで、少人数で活動できるものについては複数のグループに分割し、メンバーを固定して活動を行うなど、万が一、団体内に陽性者等が発生した場合の接触者が最小限となるよう活動方法を検討・実施してください。
2. 活動にあたっては、日々課外活動記録簿（別添様式）を作成し、万が一陽性者等が発生した場合に速やかに活動参加者を特定できるよう記録を保存してください。
作成状況を確認するために、不定期に提出を求める場合があります。

これまでの事例でも、団体内で陽性者等が発生した場合、共に活動を行った部員全員が濃厚接触者等に指定され、2週間の自宅待機が必要となるケースが発生しています。

課外活動を継続して行える環境を維持するために、各学生団体においては感染予防対策の徹底を今一度お願いします。